

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民年金事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

桜川市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関する業務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1号 別表の46、128項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令 第24条の2、第128条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-75-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市市民生活部国保年金課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-75-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民年金関係事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	安達 誠	柴 保之	事後	
平成29年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	柴 保之	上野 誠一	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成28年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	—	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条の7 別 表第二(第48、50項)	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施して いる。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の 受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・ 喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の 届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果 入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果 入力	国民年金法に基づき国民年金業務を実施して いる。 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・ 報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受 付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報 の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審 査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関する業務	事後	
平成29年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条の7 別 表第二(第48、50項)	—	事前	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	上野 誠一	真崎 隆男	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 真崎 隆男	国保年金課長	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
令和6年2月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象人数の事務の対 象人数は何人か いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年2月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象人数の事務の対 象人数は何人か いつの時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和6年1月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和7年1月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつの時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、「番号 法」と表記) 第9条第1号 別表第一の31項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下、「番号 法」と表記) 第9条第1号 別表の46、128項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める命令 第24条の2、第128条の2	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
令和7年1月31日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため